

## 意外と知らない役場の仕事

Vol.  
9

# 空港地域振興係

役場にはさまざまな部署がありますが、それぞれどのような業務を行っているのかわからない方も多いと思います。

このコーナーでは、町民の皆さんに役場の業務をもっと身近に感じていただくため、各係の業務内容の一部を紹介します。

### 地域の振興に関する業務

成田空港に関する四者協議会（国、県、※9市町、NAA）などの構成市町として、町だけでなく周辺地域の活性化を図るために、関係機関や近隣自治体

とさまざまな協議をしています。また、NAAからの空港周辺対策交付金を効果的に活用するために、各種騒音対策や町道路・拠点・上下水道の整備、教育・医療・福祉の地域振興策などを実施するための事業計画を取りまとめています。

### 空

港地域振興係は、成田空港の更なる機能強化に伴う空港周辺地域の振興、住民の方や地区への各種騒音対策事業などの業務を行っています。

また、ふれあいバスや空港シャトルバス、あいあいタクシーなど、町の公共交通業務も担当しています。これらの業務は、成田国際空港株式会社（以下「NAA」）や関係機関、近隣市町と連携しながら取り組んでいます。



とさまざまな協議をしています。

また、NAAからの空港周辺対策交付金を効果的に活用するために、各種騒音対策や町道路・拠点・上下水道の整備、教育・医療・福祉の地域振興策などを実施するための事業計画を取りまとめています。

### 騒音対策に関する業務

町内の民家防音工事補助や空調機維持管理費補助、地区や病院等の騒音直下対策補助、航空機騒音の定期測定や騒音に関する各種相談を受けています。

### 移転対策に関する業務

成田空港の更なる機能強化に伴う移転対策として、地区や対象者の方々への説明会を開催しています。また、寄せられる意見や課題についてNAAや国、県などに取り次ぎながら、円滑な進捗につながるように調整役として対応しています。

### 公共交通に関する業務

日々の適正運行のために運行事業者や近隣自治体と連携し、全体の管理役を務めています。

また、課題の解決や利便性の向上、新しい社会に併せた公共交通の将来像を明確にするために、現在は「芝山町地域公共交通計画」を策定中です。

## Q & A もっと知りたい 空港地域振興係 のこと

### 係の雰囲気は？

業務のことだけでなく、世間話なども交えながら係内で明るくコミュニケーションを取っています。

### やりがいを感じることは？

さまざまな関係機関との連携が必須となるので、信頼関係が円滑に構築されたときなどに大きなやりがいを感じます。

### 仕事をする上で意識していることは？

専門的で幅広い知識が求められます。相手によって説明事項が異なり複雑な内容も多いため、丁寧に対応することや係内での報連相を意識しています。

明るく・親切・  
前向きに！



# 芝山町公共交通事業者特別応援金



企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77-3906

コロナ禍における原油価格の高騰などにより、経営に影響を受けている公共交通事業者に対し「芝山町公共交通事業者特別応援金」を交付します。

この応援金を交付することで、町民の皆さんの生活や経済活動を支える公共交通体系の維持を図ります。

## 公共交通事業者とは

「公共交通事業者」とは、次のどちらかに該当する法人となります。

- ①道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む法人
- ②鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営む法人

## 交付金額

### ●バス事業者

5万円（基本額）×車両数  
※交付額の上限は25万円です。

### ●タクシー事業者

2万5,000円（基本額）×車両数  
※交付額の上限は12万5,000円です。

### ●鉄道事業者

1事業者あたり200万円

#### 【注意事項】

「車両数」とは、申請日時点において町内の事業所で保有し、事業のために使用する車両の台数となります。

## 申請方法

次の必要書類を空港地域振興係に郵送または窓口にて提出してください。

#### 【必要書類】

- ①応援金交付申請書兼請求書
- ②事業の許可を証明する書類の写し
- ③事業を営んでいることを証明する書類（直近の法人税確定申告書など）の写し
- ④申請車両分の自動車検査証の写し
- ⑤応援金交付申請に関する誓約書兼同意書
- ⑥振込先が確認できるもの（通帳の写しなど）

※詳細や必要様式は、町ホームページを確認してください。



## 交付対象者

次の要件**全て**に該当する法人

- ①申請日時点で、道路運送法第4条または鉄道事業法第3条に規定する許可を受けている
- ②申請日時点で、許可の対象となる事業計画に基づき町内に事業所を有している
- ③申請日時点で、許可と申告書に基づき継続的に事業を営んでおり、申請日以降も当該事業を継続する意思がある（現在、事業を一時的に休止している場合も含む）
- ④営業にあたり、適切な感染防止対策を実施している

※1事業者が複数の事業を営んでいる場合、重複交付は行いません。

※前記の要件に関わらず「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」「芝山町暴力団排除条例（平成24年芝山町条例第1号）」に規定する暴力団（暴力団員）またはこれらと密接な関係を有する方は、交付対象外です。

## 提出先

〒289-1692 芝山町小池992  
芝山町 企画空港政策課 空港地域振興係

## 申請期限

**2月28日(火) 必着**